令和6年度 大学機関別認証評価 評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」に基づき、「愛と奉仕」の教育理念のもとに 大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を明確に定めている。大学及び大学院の使命・ 目的及び教育目的は、大学の三つの個性・特色を反映して文章化し、学内外に公表してい る。「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」(以下「教学マネジメ ント基本方針」という。)に基づき、教職員の理解と支持を得ながら必要に応じて使命・目 的及び教育目的の見直しを行っている。大学の各学部・学科及び大学院は使命・目的及び 教育目的を中長期的な計画や三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポ リシー、アドミッション・ポリシー)に反映している。

大学の使命・目的及び教育目的の達成のため、大学では3学部4学科及び1専攻科を、 大学院では1研究科を教育研究組織として設置し、全学的な活動を推進・支援するため、 図書館、学修支援センターなどの組織体制を備えている。

〈優れた点〉

〇建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえて各アドミッション・ポリシーを定め、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受入れに努めている。総合人間学部言語文化学科及び地域マネジメント学部地域マネジメント学科で収容定員未充足の状況が続いているが、学長をトップとする学生募集戦略会議と関連部署の連携体制により、戦略的な学生募集活動に努めている。学修支援センターが各学科と連携して履修及び学修計画を支援し、学生の自主的な学修を促している。SA(Student Assistant)・TA(Teaching Assistant)の制度を設け、教員の教育活動の支援を行っている。キャリアセンターが各学部・学科と協働してインターンシップや地元の優良企業との提携による PBL(Project Based Learning)型授業の展開、全学生が活用できる就職情報システムの構築など幅広くキャリア支援を行っている。学生サービスの組織として保健室などを設置している。大学の教育目的達成のために適切な学修環境を整備している。バリアフリー化は未整備部分の改修を計画的に進めていくことに期待したい。

〈優れた点〉

〇インターンシップに関しては、地元優良企業と綿密に連携し、学生の要望を聞きながら、 多様な形態で現場で学ぶ環境を整えていることは評価できる。

「基準3.教育課程」について

建学の精神と教育理念、大学及び大学院の教育目的、各学部・学科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページなどで学内外に周知している。大学は、「山陽学園大学アセスメント・プラン」に基づき、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準、卒業認定基準及び単位認定基準を策定し、履修ガイドで周知している。大学院の単位認定、課程修了の審査及び認定は学則に定め、履修ガイドにより周知し厳正に適用している。各学科及び研究科の教育課程は、各カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。大学は全科目でアクティブ・ラーニングを積極的に導入し、組織的な教授方法の工夫と改善を図っている。「山陽学園大学アセスメント・プラン」に従い、三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの各レベルにおいて学修成果の点検・評価方法を定め、多様な尺度や手法を用いて多面的な点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。

「基準4. 教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を任命し、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会等の規則を制定している。また、建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向けて策定した「教学マネジメント基本方針」を定めるなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。教員の採用・昇任は大学及び大学院ともに複数の規則を整備して適切に運用している。教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けての FD・SD 研修会を自己評価委員会が開催している。専任教員には個人研究室を割当て、教育研究に適切な施設・設備を整備している。研究倫理に関する規則を定めて運営している。専任教員には教育にかかる費用を使途とする教育経費を支給しているほか、教育研究の一層の充実への寄与を目的とする学内研究補助金を配分している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為第3条に定める使命・目的のため、諸規則の遵守と法令等に基づく情報公開により適切な法人の運営を行っている。資源リサイクル、太陽光発電設備の設置などによる環境への配慮は適切である。危機管理の体制は整備されている。

急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っているが、重要な事項について理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。経営会議を定期的に開催し、法人と大学の各管理運営機関が意思疎通と連携を行っている。監事は理事会、評議員会に毎回出席し法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により適切に運営されている。

「山陽学園中期計画」(以下、中期計画という。)に基づき経営基盤の強化に努め、安定 した財務基盤を確立している。学校法人会計基準及び経理規程などに従って適正に会計処 理が行われ、公認会計士による会計監査を実施している。

「基準6. 内部質保証」について

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定して内部質保証に関する全学的な方針を明示している。大学では、各学科と事務部門や IR 推進室企画部などの各組織との責任と役割分担のもとに自己点検・評価を実施するなど、内部質保証のための組織が整備され、責任体制は明確になっている。自己点検・評価の結果は、全教職員で共有するほか、ホームページに掲載し、社会へ公表している。IR(Institutional Research)については、IR 推進室を設置してエビデンスに基づく点検・評価を実施している。「教学マネジメント基本方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行う仕組みを構築している。中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させることに努めている。

総じて、大学及び大学院は地域に密着し、質の高い高等教育を実践する大学として、建 学の精神に基づく教育理念である「愛と奉仕」を掲げ、その体現として社会貢献できる人 間教育と専門教育を行っている。女学校設立以来の長き伝統の中で築き上げられてきた教 育実践を更に発展させ、地域社会に大学ならではの教育研究活動により一層まい進するこ とに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

- 1. 総合学園ならではの学園内連携
- 2. 学部を超えた連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命•目的等

【評価】

基準1を満たしている。

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
 - 1-1-(1) 意味・内容の具体性と明確性
 - 1-1-② 簡潔な文章化
 - 1-1-3 個性・特色の明示
 - 1-1-4 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、建学の精神である「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」に基づき、「愛と奉仕」の教育理念のもとに学則第1条に明確に定められている。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、①「山陽スタンダード科目」を起点とする人間教育の推進②「教学マネジメント基本方針」に基づく学びの高度化と質保証③大学の特性を生かした地域連携の推進—の三つの個性・特色を反映して文章化し、ホームページ等で学内外に公表している。

「教学マネジメント基本方針」に基づき、教育内容の点検・評価と改善を行う中で、「教学推進会議」の助言のもと、各学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検するなど、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進 会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点 は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的の策定及び見直しは、合同会議で審議された後、理事会の決議を経て行われている。審議事項や議事録が学科長や事務部門の長を通じて教職員に周知するなど、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、履修ガイドやホームページにより学内外へ周知している。

各学部・学科及び研究科は使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や三つのポリシー に反映している。

大学の使命・目的及び教育目的の達成のため、大学では3学部4学科及び1専攻科を、大学院では1研究科を教育研究組織として設置し、全学的な活動を推進・支援するため、図書館、「共生・グローバル推進センター」、キャリアセンター、学修支援センターなどの組織体制を備えている。

基準 2. 学生

【評価】

基準2を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや学生募集要項、オープン・キャンパスで周知している。アドミッション・ポリシーに合致した学生を集めるために、願書の志望理由や推薦書の確認、「アカデミック・インターンシップ」の開催などにより、アドミッション・ポリシーとのミスマッチをなくすように努めている。入学者選抜などを公正かつ妥当な方法で行えるよう入試検討委員会が体制や運用について検討している。入試問題の作成は「入試問題作成・評価委員会」を設置し、担当者を秘匿して行っている。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、一部の学科で定員未充足の状況だが、入試部ワーキンググループ、学長をトップとする学生募集戦略会議、入試部・広報室・IR推進室企画部の連携体制が戦略的に学生募集活動を行って状況改善に努めており、大学全体としては概ね学生を確保している。

〈参考意見〉

○総合人間学部言語文化学科及び地域マネジメント学部地域マネジメント学科の収容定員 未充足について、現在取組んでいる各種施策を継続し、学生募集に向けた一層の取組み が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教育課程における学修支援として、教務部職員と各学科の教務委員が履修指導を行い学生の履修及び学修計画を支援している。教育課程外の学修支援に関しても、教職協働で「学

修支援実施計画」を作成しており、学生の自主的な学修を促している。また、学修支援の一環として、SA・TAの制度を設けており、教員の教育活動を支援している。専任教員はオフィスアワーを、兼任教員はオフィスアワーの代わりとして質問を受付ける時間帯を公開している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援のガイドライン」に従って、学科や関連部署、支援コーディネーターと連携しながら、個々の状況に応じた支援を行っている。中途退学、休学及び留年に関しては、アドバイザー教員を中心に支援体制を整え、学生の相談に応じている。また、中途退学者への対応に関しては、アドバイザー教員との個別面談や授業への欠席状況の確認などさまざまな取組みが行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の就職支援を目的としたキャリアセンターを設置し、各学部・学科が独自に行う支援、各学部とキャリアセンターが協働で行う支援、キャリアセンターが独自に行う支援と多面的に学生のキャリア支援を実施している。キャリア教育の一貫として資格に直結する科目や就活支援科目群として複数のキャリアにつながる科目を設置している。また、インターンシップや地元の優良企業と提携し PBL 型授業を展開するなど、大学のキャンパス外で就職体験を行える科目を複数設置している。また、教育課程外のキャリア支援としては、キャリアセンターで、全学生が活用できる就職情報システムを構築しているほか、学生の家族向けの懇談会や外部講師による講習会、公務員試験対策、面接対策、留学生の就職ガイダンスなど幅広くキャリア支援を行っている。また、就職・進学に対する相談・助言体制としてはキャリアカウンセラーを含む専任職員4人で構成されるキャリアセンターやアドバイザー教員が学生の面談や指導を行っている。

〈優れた点〉

○インターンシップに関しては、地元優良企業と綿密に連携し、学生の要望を聞きながら、 多様な形態で現場で学ぶ環境を整えていることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の組織として、学生部、学生部ワーキンググループ、「共生・グ

ローバル推進センター」、学生相談室、保健室及び学生寮を設置している。留学生の支援に関しては、「共生・グローバル推進センター」が留学生の在留資格及び資格外活動許可申請、生活・就学に関する支援を行っている。学生相談室は臨床心理士の資格を有する教員及び外部からの非常勤カウンセラーを中心に週4日開室し、保健室は学生部の職員と看護学科の教員が担当し毎日開室している。課外活動を行う団体には教職員が顧問となり活動の助言・指導を行っている。また、地域貢献の一部としてボランティア活動を推進しており、地域と連携しながらボランティア情報を発信し、授業等を通して参加を促している。経済的支援としては、日本学生支援機構をはじめ、大学が提携している民間の教育ローンを紹介しているほか、大学独自にも特待生制度を設け、学生の経済的負担を減らしている。

〈参考意見〉

○保健室の人員について、看護師資格等を有する職員を配置することが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のために、キャンパス内には大学・短期大学共用でグラウンド、テニスコート、図書館、体育館、学生会館・ブックセンター、クラブハウス、学生ホール・食堂、学生寮、駐輪場、学生駐車場などを有しており、事務部総務課が施設や設備の整備や点検、更新などを担っている。加えて、講義室、実習室、実験室、コンピュータ室、研究室、会議室など目的・用途に応じた環境を整備しており、無線 LAN 環境も年々強化している。バリアフリーに関しては、車椅子を利用する学生が入れない場所がいくつか存在するが、当該学生の学修に影響がないように配慮を行っている。図書館は適切な規模であり、十分な学術情報資料を確保し、学生が図書館を有効活用する取組みが行われている。授業は学力別にクラス編成を行ったり、複数クラスを開講して授業を行ったりするなど教育効果を上げる工夫を行っている。

〈参考意見〉

○バリアフリー化の推進に関する点は、一部において整備が進められているが、全ての施設には対応されていないため、A棟・H棟・E棟等の改修を引続き計画的に進めていくことが望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は「学生による授業評価」等のアンケート調査によって収集し、集計結果は全教員及び全学生が自由に閲覧できるようになっている。この結果は、教員の授業運営の振返りや学生の履修選択の際の参考となっている。また、教員は学生の評価に対する考えや改善策などを記載したコメントカードを作成し、学生に公開している。学生生活に対する学生の意見は「学修行動及びキャンパスライフ調査」にて収集し、近年では食堂改善に関する要望を反映し、学生生活を改善している。施設・設備に対する学生の意見も同様に「学修行動及びキャンパスライフ調査」にて収集し、これを踏まえて無線LAN環境を改善している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
 - 3-1-(1) 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
 - 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準等の策定と周知
 - 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は建学の精神と教育理念、大学及び大学院の各学則に規定された教育目的、各学部・ 学科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学部と研究科 の履修ガイドにより学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準と卒業認定基準、単位認定基準を策定し、厳正に適用するとともに、履修ガイドに明記し周知している。成績評価基準に関しては「成績評価及び GPA の運用に関するガイドライン」を定め、その厳格性・公平性に努めている。卒業認定は「教務部ワーキンググループ」で卒業要件等を確認後、各学部の教授会の

審議を経て学長が認定している。

大学院の単位認定、課程修了の審査及び認定は、大学院学則にこれを定めて履修ガイドにより周知し、厳正に適用している。課程修了の認定は、論文の審査結果と最終試験の成績に基づき、学長が研究科委員会の意見を参考に認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-4 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保してカリキュラム・ポリシーを策定し、履修ガイド及びホームページにより学内外に周知している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成のために、シラバスは「シラバス等作成要領」に従い科目担当者が作成し、内容を整備するために教務部が点検している。 学部ではキャップ制を採用し、履修ガイドで説明・周知することで単位制度の実質を保つ工夫をしている。教養科目に関しては「一般教育委員会」を設置し、教養教育に関する事項を協議することで適切な実施を図っている。

大学は、教授方法として全科目でアクティブ・ラーニングを積極的に導入している。教授方法を改善するために IR 推進室による FD・SD 研修会、自己評価委員会と「教務部ワーキンググループ」による学生の授業評価、教員相互の授業参観、また、令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度には各教員が「ティーチング・ポートフォリオ」を作成するなど、各種の取組みを実施して、組織的な教授方法の工夫と改善を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は「山陽学園大学アセスメント・プラン」に従い、三つのポリシーに基づき、機関、 教育課程、授業科目の各レベルにおいて学修成果の点検・評価方法を定め、多様な尺度や

手法により関連部署や学科、教員等において多面的な点検・評価を実施している。

機関レベルでは、「入学時アンケート」及び「学修行動及びキャンパスライフ調査」を行い、その結果を FD・SD 研修会での報告等を通して各学科の教育改善に努めている。就職状況はキャリアセンターで調査し、学部教授会にて定期的にその状況と成果の報告を行うことで教育改善を図っている。教育課程レベルでは、各年次の単位修得状況や成績評価等のデータや個別面談時の情報を、学科の教務担当者や「アドバイザー」で共有し、また、卒業年度生の成績評価等を卒業認定の教授会で審議し学長に意見を述べ、その後、全教員に周知しており、これらによって学修成果の点検と教育改善を図っている。授業科目レベルでは、学期末に学生の授業評価と学生自身の授業の取組みに関する自己評価を実施し、その結果を各科目担当者に通知することで授業改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準4を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会及び研究科委員会の規則を制定するなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を「教授会等の 審議事項に関する要綱」に定め、周知している。

建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向け「教学マネジメント基本方針」を 策定し、教学マネジメントを構築している。

また、教学マネジメント遂行に当たり、「教学マネジメント基本方針」において、役割分担を明確にして、必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即し、大学設置基準及び大学院設置基準で定める必要な教員数 を適切に確保し、配置している。

教員の採用・昇任等に関しては、大学及び大学院ともに、複数の規則・内規によって明確に基準が定められている。教員採用は、公募を原則とし、教員の専門分野を十分に考慮している。また、教員採用に当たり教員の年齢バランスも考慮している。

教員の FD 活動については学長のガバナンスのもと、組織として自己評価委員会が企画 し、全学的に FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向 上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けた研修の一環として、FD・SD 研修会を実施している。FD・SD 研修会は、自己評価委員会において決定する開催計画に基づき、大学の全教職員を対象とする研修を開催するなど組織的な研修体制を整備している。

FD・SD 研修は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度にかけて継続的かつ定期的に実施している。研修の開催に当たっては、教職員の意見をくみ上げ、研修テーマの選定や運営改善の参考にしている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、一定の専任教員に対して個人研究室を割当て、教育研究に資する施設・設備を

整備し、適切な管理運営を行っている。学術研究に対する信頼及び公正さを確保するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規」を制定し、厳正に運用している。研究倫理に関する研修は定期的に実施している。専任教員に対して、教育改革に特化した研究に限定する学内競争的研究費を配分し、大学院生には研究のための費用を配分している。専任教員には教育にかかる費用を使途とする教育経費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準5を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校教育を行うことを規定 し、就業規則に諸規則を守り教育の目的達成に努めることを定めて、経営の規律と誠実性 の維持を表明している。諸規則の制定・改定、公益通報等に関する規則の整備など、積極 的に法令遵守に取組んでいる。

また、中期計画を作成し、使命・目的の実現のために行うべきことを明確にしている。 資源リサイクルなど基本的な環境配慮に加え、太陽光発電設備の設置など、より積極的 な環境への配慮も行っている。人権に配慮するために諸規則を整備し、人権侵害とハラス メントを防止するための方策を推進している。

「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」と「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」により学内外に対する危機管理の体制を整備している。 寄附行為、教育情報、財務情報は、ホームページや印刷物により公表している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、事業、予算・決算、人事、諸規則等の改廃、役員・評議員の選任をはじめとする法人の重要事項を決議するなど、開催・運営されている。急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っている点は改善が必要だが、理事は、寄附行為に基づいて選任され、理事会への出席率は良好であり、書面出席の場合の意思表示に関する手続きも適切に行われている。

このように大学の使命・目的の達成に向けて意思決定のプロセスを円滑に行う体制が整備され適切に機能している。

〈改善を要する点〉

○学則変更等について、急施を要する事項として理事長専決で行っているので、重要な規 則の制定・改正・施行に理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-(1) 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

経営会議を開催し、管理部門と教学部門が意思疎通と連携を行い、法人全体の経営・運営に関する重要事項等を協議している。また、経営会議を開催し、管理部門と教学部門が連携して、法人全体の経営・運営に関する重要事項及び理事会の議案や評議員会への報告事項を協議している。このように、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

各種委員会などで企画・調整された事案について、合同会議で審査することにより、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は、寄附行為に基づき選任されており、理事会、評議員会に毎回出席し、法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により適切に運営されている。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先が、理事長と評議員会議長になっているので、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号を踏まえ、宛先を理事会と評議員会にすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づき、大学は学生確保による財務体質の強化に努めている。令和元(2019) 年度から令和 5(2023)年度までの期間において大学の経常収支差額は収入超過であり、安定した財務基盤を確立している。全教職員の共通認識のもと、外部資金の導入に向けた努力を行っており、私立大学等改革総合支援事業に採択されるなど成果を挙げている。法人は、将来にわたって健全な運営を行うため、中期計画において毎年度の事業活動収支差額比率に係る目標を掲げている。適切な財務運営によりこの目標を達成しており、収入と支出のバランスの確保に努めている。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、経理規程、資産運用規程をはじめとする会計 に関する諸規則を整備し、適正に処理を行っている。

公認会計士による私立学校振興助成法に基づく監査は、2 人の公認会計士が中間監査及 び決算監査を行っている。

監事による監査は、2人の非常勤監事が法人の業務、決算に関する監査及び財産の状況、 理事の業務執行の状況の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準6を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第1条の2第1項に基づき、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定するなど、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。教育研究等の

自己点検・評価は各学科と事務部門が実施し、自己評価委員会等の事務を担当する IR 推進室企画部が全体を取りまとめる役割を担うなど、各組織の責任と役割分担のもとに自己点検・評価が行われており、内部質保証のための組織は整備されている。

自己評価委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務局長、IR推進室長、企画部長、教務部長、事務部長などで構成し、全学で取組む体制となっており、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、法人の中期計画・事業計画・個別計画を策定し体系化した上で、各学科などが個別計画の達成度に基づく自己点検・自己評価を行うなど、内部質保証のための自己点検・評価が実施されている。また、個別計画には原則として数値目標が設定され、数値目標の達成度を基本として自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、合同会議で審議され、全教職員向けのサイトに掲載して共有 しているほか、認証評価の基準に沿った教育研究等の「自己点検評価書」を令和 5(2023) 年度版からホームページに掲載し、社会へ公表している。

自己点検・評価に向けて現状を把握するために IR 推進室を設置し、専任職員が調査や データの収集・分析を行うなど、エビデンスに基づく自己点検・評価が実施されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント基本方針」で三つのポリシーの相互関係を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーの達成度を向上させる観点から教育内容の点検・評価及び改善を行うなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映させることに努めている。

自己点検・評価は、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、 中期計画の項目の達成を目標とする評価体系の構築、数値目標の達成度と定性的評価を組

合わせた点検・評価の可視化、点検・評価を通じた PDCA の推進等により行われている。 また、中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点 検・評価や認証評価の結果を反映させることを図っている。

〈参考意見〉

○急施を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っており、内部質保証システムの 機能性が十分であるとはいえないため、更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域連携

- A-1. 大学の特性を活かした地域連携
 - A-1-① 学生に対する地域連携の教育
 - A-1-② 大学の地域連携体制の整備
 - A-1-3 地域との連携事業
 - A-1-4 公開講座·公開講演会

【概評】

大学は教育理念「愛と奉仕」に基づき社会に貢献できる人材を育成しており、全学科共通の必修科目「知的生き方概論」にて地域貢献の理解を促しこれを推奨している。各学部・学科では地域連携に関する教育を実施しており、例えば地域マネジメント学部は令和4(2022)年度にカリキュラムを改変し「産業活性系科目群」及び「社会貢献系科目群」を整備するとともに、翌令和5(2023)年度には科目「地域実践基礎」と「地域実践応用」が包括連携協定先の自治体と連携する等、大学の特性を生かした教育を展開している。

大学の地域連携体制は、令和 4(2022)年度に「地域連携推進センター」を設置して学生部が総括的役割を果たすこととした。また、実務経験を有する地域マネジメント学部の教員を「産学官連携コーディネーター」として配し、学生と地域との連携事業を推進している。

大学間の連携事業では「大学コンソーシアム岡山」に参加し、社会人向けの講座を教員が実施している。高大連携事業としては地域マネジメント学部及び総合人間学部言語文化学科が各学科の専門性を生かした高校生の学修支援活動を実施し、これが高校生の大学への理解を深め、アドミッション・ポリシーに適合した学生の受入れを可能にしていることから、大学独自の取組みとして高い成果を挙げている。

大学は令和 4(2022)年度に「岡山県生涯学習連携講座」に登録し、地域住民の生涯学習に資する活動を実施している。公開講座では大学教員が専門的知見を提供し、「公開講演会」では地域住民の関心が高い内容について外部講師を招き講演会を開催している。これらの講座及び講演会のテーマや内容は、参加者による事後アンケートの結果をもとに検討・決定しており、地域のニーズに応じて大学の有する専門性を生かした貢献をしていることは、大学の特性を生かした特色のある地域貢献として特筆に値する取組みである。

特記事項(自己点検評価書から転載)

1. 総合学園ならではの学園内連携

本学は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、そして助産学専攻科を 設置する総合学園であり、建学の精神のもと、学園内連携を図っている。

具体的には、高等学校の探究学習の支援や高等学校教員を対象とした研修会の実施、大学祭への高校生の企画参加を行っている。

また、附属幼稚園では、言語文化学科教員による園児への英語遊びの実施や、看護学科 学生が作成した手洗い・歯磨き指導の教材を用いた指導などを行っている。

2. 学部を超えた連携

総合人間学部ビジネス心理学科と地域マネジメント学部地域マネジメント学科の連携による「社会調査教育課程」を設け、社会調査士として必要な知識や技術が身につく科目を開設し、社会調査士の資格取得を支援している。

また、令和6 (2024)年度からは、総合人間学部言語文化学科と地域マネジメント学部地域マネジメント学科の連携により、観光分野を体系的に学べる「観光専修課程」を設け、所定の単位数を履修した学生には、卒業時に学位と併せて観光専修課程の修了証書を授与することとしている。